

常総線活性化支援協議会規約

(目的)

第1条 常総線活性化支援協議会（以下「協議会」という。）は、常総線沿線住民の公共交通機関として重要な役割を果たしている常総線の活性化支援等に関して、その対応を協議及び実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 茨城県（交通政策担当課長・地域振興担当課長）
- (2) 下妻市，常総市，取手市，守谷市，坂東市，筑西市，つくばみらい市，八千代町（8市町）
- (3) 下妻市商工会，常総市商工会，取手市商工会，守谷市商工会，坂東市商工会，下館商工会議所，筑西市商工会，つくばみらい市商工会，八千代町商工会
- (4) 関東鉄道常総線利用者等の代表者（筑西市，下妻市，常総市及び守谷市の住民）
- (5) 関東鉄道株

(事業)

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 常総線の活性化支援等に関する対策の協議
- (2) 生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画の策定等に関する協議及び実施に係る連絡調整
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

2 役員は、この協議会を組織する者の中から選任する。

3 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- 3 幹事は、会長及び副会長とともに協議会運営に関する基本事項の協議、連絡調整等を行う。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、有識者等を会議に出席させることができる。

(その他の経費)

第7条 協議会の運営に必要なその他の経費は、繰越金、会費等をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、会長所在の市町に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年 1月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年 7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年 5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年 3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年 4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年 8月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年 7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年 4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年 4月 1日から施行する。